

令和 7 年度

大津市北部クリーンセンター

監 視 連 絡 会

< 議 事 >

- ① 昨年度及び今年度上半期の稼働状況について
- ② 旧北部クリーンセンター解体撤去工事の完了報告について
- ③ その他

日 時 : 令和 7 年 1 月 19 日 (金) 午後 7 時より

場 所 : 北部クリーンセンター 2 階 見学者研修室

[1] 令和 6 年度稼働状況

1. ごみの搬入量	1
2. ごみの搬入台数	1
3. ごみの焼却量	1
4. 鳥インフルエンザ感染患畜処理量	1
5. 排ガスの状況	2
6. 大気環境測定結果	2
7. 第三者機関による測定結果	3、4
8. ダイオキシン類測定結果詳細	4～6
9. 水質測定結果詳細	7～10

[2] 令和 6 年度月別稼働状況

1. ごみの搬入量	1 1
2. ごみの搬入台数	1 2
3. ごみの焼却状況	1 3
4. ごみの補完状況	1 4
5. 排ガスの状況	1 5、1 6
6. 大気環境測定結果	1 7～1 9
7. 大気環境の経月変化グラフ及び風向別平均濃度図	2 0、2 1
8. 測定車による大気環境測定結果	2 2

[3] 令和 6 年度まとめ

[4] 令和 7 年度上半期稼働状況

1. ごみの搬入量及び搬入台数	2 4
2. ごみの焼却量	2 4
3. 第三者機関による測定結果	2 5
4. ダイオキシン類測定結果詳細	2 6
5. 水質測定結果詳細	2 7～3 0
6. 排ガスの状況	3 1
7. 大気環境測定結果	3 2～3 4
用語解説及び調査地点位置図	3 5～3 9

令和7年度大津市北部クリーンセンター監視連絡会名簿

(敬称略)

(地元代表)

氏 名	役 職 名
辻中 洋一	伊香立学区自治連合会会长
篠原 淳	伊香立学区自治連合会副会长
藤本 勝	
河合 一清	
林田 均	
西 定右衛門	
一 浩一	
山口 雅裕	
松井 照雄	
榎 龍雄	
山本 稔	
中西 晴季	

(12名)

(大津市職員)

氏 名	備 考
宿谷 繁生	大津市環境部長

(1名)

大津市北部クリーンセンター監視連絡会設置要綱

(目的)

第1条 大津市北部クリーンセンター（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るために必要な事項を協議するため、大津市北部クリーンセンター監視連絡会（以下「監視連絡会」という。）を設置する。

(協議する事項)

第2条 監視連絡会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの運転状況の監視に係る事項
- (2) 環境保全協定に定める遵守事項の履行の確認に係る事項
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 監視連絡会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地元自治会から選出された者
- (2) 市長が指名する市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 監視連絡会の構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 監視連絡会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、次条の規定により庶務を担当する所属の長（以下「庶務担当所属長」という。）が招集する。

2 会議は、あらかじめ庶務担当所属長が構成員のうちから指名した座長が進行するものとする。

(庶務)

第6条 監視連絡会の庶務は、北部クリーンセンターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、監視連絡会について必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成元年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず管理者が招集する。
- 3 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成2年3月31日までとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年3月25日から施行する。

大津市北部クリーンセンター

令和6年度稼働状況

[1] 令和 6 年度稼働状況

1. ごみの搬入量（月別データは P11 に記載）

(1) 焼却施設

	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年比 (%)
t	33, 864.90	34, 777.46	-2.6

(2) リサイクル施設

	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年比 (%)
t	2, 775.94	2, 872.46	-3.4

(3) プラ容器資源化施設

	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年比 (%)
t	1, 698.93	1, 731.09	-1.9

2. ごみの搬入台数（月別データは P12 に記載）

(1) 焼却施設

	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年比 (%)
台	22, 928	22, 550	1.7

(2) リサイクル施設

	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年比 (%)
台	15, 305	15, 023	1.9

(3) プラ容器資源化施設

	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年比 (%)
台	4, 113	4, 018	2.4

3. ごみの焼却量（月別データは P13 に記載）

	令和 6 年度 (t)	令和 5 年度 (t)	対前年比 (%)
1 号炉	15, 571.37	16, 587.21	-6.1
2 号炉	17, 262.72	17, 456.14	-1.1
合 計	32, 834.09	34, 043.35	-3.6
焼 却 日 数	2 炉延べ 468 日	2 炉延べ 496 日	-5.6

4. 鳥インフルエンザ感染患畜処理量（令和 6 年度：0 件、令和 5 年度：0 件）

令和 6 年度処理量 (t)	0
令和 5 年度処理量 (t)	0

5. 排ガスの状況（施設内設置の自動測定機による測定結果）

	項目	年平均値		協定値
		令和6年度	令和5年度	
1	窒素酸化物	3 1 ppm	2 9 ppm	5 0 ppm
2	塩化水素	1 0 ppm	9 ppm	5 0 ppm
3	硫黄酸化物	2 ppm	2 ppm	3 0 ppm
4	ばいじん	0.005 g/m ³ N未満	0.005 g/m ³ N未満	0.01 g/m ³ N

(詳細は P15、P16)

6. 大気環境測定結果

	項目	年平均値		環境基準値
		令和6年度	令和5年度	
伊香立 支所	二酸化窒素	0.003 ppm	0.003 ppm	0.04 ~ 0.06 ppm までの範囲内又は それ以下
	二酸化硫黄	<0.001 ppm	<0.001 ppm	0.04 ppm 以下
	浮遊粒子状物質	0.013 mg/m ³	0.013 mg/m ³	0.10 mg/m ³ 以下
上龍華	二酸化窒素	0.002 ppm	0.002 ppm	0.04 ~ 0.06 ppm までの範囲内又は それ以下
	二酸化硫黄	<0.001 ppm	<0.001 ppm	0.04 ppm 以下
	浮遊粒子状物質	0.011 mg/m ³	0.012 mg/m ³	0.10 mg/m ³ 以下

(詳細は P17~P19)

7. 第三者機関による測定結果

測定項目	測定回数	測定地点	測定結果
1 排ガス	年6回(4月、7月、9月、11月、1月、2月) (水銀のみ4月、7月、11月、2月の年4回)	焼却炉煙道	・窒素酸化物 22～35 ppm (協定値 50 ppm) ・塩化水素 <3～5 ppm (協定値 50 ppm) ・硫黄酸化物 <2～3 ppm (協定値 30 ppm) ・ばいじん <0.001 g/m ³ N (協定値 0.01 g/m ³ N) ・水銀 <2～9 μg/m ³ N (協定値 30 μg/m ³ N) ・ダイオキシン類 0.00000076～0.00043 ng-TEQ/m ³ N (協定値 0.05 ng-TEQ/m ³ N) (詳細P4)
2 灰中のダイオキシン類	年4回 (4月、7月、10月、2月)	焼却灰、飛灰処理物	・焼却灰 0.000036～0.0029 ng-TEQ/g ・飛灰処理物 0.076～0.22 ng-TEQ/g (処理基準値 3 ng-TEQ/g) (詳細 P5)
3 悪臭	年2回 (6月、11月)	敷地境界2地点	・臭気指数 2地点とも10未満 (規制基準値 15)
4 河川及び農業用池の水質	年2回 (5月、10月)	喜登呂川、真野川、和邇川、八反池、重箱池	・下記以外の全項目 環境基準満足 (和邇川の大腸菌数、八反池及び重箱池のCODは環境基準超過) (10月測定結果の詳細 P7～10) ----- ・ダイオキシン類 0.047～0.40 pg-TEQ/L (環境基準値 1 pg-TEQ/L) (詳細 P5)
5 土壤	年2回 (5月、10月)	上野台地等 3地点	・重金属等10項目 環境基準満足 (水銀、カドミウム、ヒ素、銅、六価クロム、鉛等)
	年1回 (10月)	下龍華町等 10地点	・ダイオキシン類 0.0096～0.12 pg-TEQ/g (環境基準値 1,000 pg-TEQ/g) (詳細 P6)
6 玄米	年1回 (10月)	上野台地等 3地点	・重金属等6項目 例年通りの低濃度 (水銀、カドミウム、ヒ素、銅、六価クロム、鉛) ・カドミウム 0.05 mg/kg 以下 (食品衛生法基準値 カドミウム：0.4 mg/kg 以下)
7 測定車による大気調査	年5回 5月、8月 10月、 11～12月、 1～2月	途中町、北在地町、伊香立中学校	・二酸化窒素 全地点環境基準満足 ・二酸化硫黄 全地点環境基準満足 ・浮遊粒子状物質 全地点環境基準満足 (詳細 P22)
8 降下ばいじん量及び雨水pH	年5回 (同上)	調整池、伊香立支所	・降下ばいじん量 平均 1.5 t/k m ² /月 (調整池)、 平均 1.1 t/k m ² /月 (伊香立支所) (※1 降下ばいじん量の指標値 20 t/k m ² /月) ・雨水pH 平均 5.8 (調整池)、 平均 5.7 (伊香立支所)

				(令和5年度全国年間平均値 pH 5.0)
9	環境大気中の 塩化物濃度 及び水銀濃度	年4回 5月、 8月、 10月、 1~2月	途中町、 北在地町、 伊香立中学校、 上龍華町、 伊香立支所	・塩化物濃度 <0.3 ~ 3.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ・水銀濃度 0.86 ~ 1.5 ng/m^3 (※2 塩化水素目標環境濃度 0.02 ppm ≒ 30 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) (※3 水銀指針値：年平均値 40 ng/m^3 以下)
10	環境大気中の ダイオキシン 類	年2回 (5月、10月)	伊香立支所、 上龍華	・伊香立支所 平均 0.0029 pg-TEQ/ m^3 ・上龍華 平均 0.0029 pg-TEQ/ m^3 (環境基準値 0.6 pg-TEQ/ m^3 以下)

※1 降下ばいじん指標値：「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」

(平成2年7月3日環大自84号)

※2 塩化水素目標環境濃度：環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月16日大規第136号）

※3 水銀指針値：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」について（通知）

(平成15年9月30日環境省環境管理局長通)

8. ダイオキシン類測定結果詳細

(1) 北部クリーンセンター焼却炉排ガス

単位：ng-TEQ/ $\text{m}^3 \text{N}$

採取場所 採取日	1号炉	2号炉
令和5年4月5日	0. 00000078	0. 00000063
令和5年7月6日	0. 00000056	0. 00000050
令和5年9月5日	0. 000028	0. 0000016
令和5年11月21日	0. 00022	0. 00018
令和6年1月24日	0. 000017	0. 000014
令和6年2月2日	0. 0000018	0. 000032
令和5年度平均値	0. 000045	0. 000038
令和6年4月4日	0. 000018	0. 000048
令和6年7月1日	0. 000029	0. 000017
令和6年9月4日	0. 000022	0. 000018
令和6年11月19日	0. 00000076	0. 00000096
令和7年1月17日	0. 000014	0. 000049
令和7年2月3日	0. 00043	0. 000048
令和6年度平均値	0. 000086	0. 000030

協定値：0. 05 ng-TEQ/ $\text{m}^3 \text{N}$ 、排出基準値：1 ng-TEQ/ $\text{m}^3 \text{N}$

(2) 北部クリーンセンター焼却残さ

単位：ng-TEQ/g

採取場所 採取日	焼却灰（主灰）		飛灰処理物 (※)
	1号炉	2号炉	
令和5年4月5日	0. 0024	0. 0011	0. 17
令和5年7月6日	0. 0015	0. 00087	0. 17
令和5年9月5日	0. 0013	0. 000001	0. 16
令和6年1月24日	0. 0029	0. 016	0. 14
令和5年度平均値	0. 0020	0. 0045	0. 16
令和6年4月4日	0. 0023	0. 00070	0. 18
令和6年7月1日	0. 0020	0. 0013	0. 076
令和6年10月2日 (休炉の関係で1号炉のみ 令和6年9月20日採取)	0. 000036	0. 0029	0. 17
令和7年2月3日	0. 0018	0. 0015	0. 22
令和6年度平均値	0. 0015	0. 0016	0. 16

※最終処分する際の飛散防止、重金属の溶出防止等の為、飛灰を薬剤処理したもの。

処理基準値：3 ng-TEQ/g

(3) 周辺河川及び農業用池

単位：pg-TEQ/L

採取場所 採取日	八反池	重箱池	喜登呂川	真野川	和邇川
令和6年5月30日 ※降雨による濁水のため、真野川 のみ令和6年6月5日に採取	0.057	0.048	0.083	0.40	0.13
令和6年10月18日	0.048	0.047	0.054	0.10	0.053
	(R5:0.046) (R4:0.062)	(R5:0.049) (R4:0.064)	(R5:0.054) (R4:0.077)	(R5:0.42) (R4:0.23)	(R5:0.061) (R4:0.073)

() 内は、過去の測定結果平均値

環境基準値：1 pg-TEQ/L

(4) 周辺環境土壤

単位 : pg-TEQ/g

採取日	採取場所				
令和6年10月11日	下龍華 (児童公園)	下在地 (山中 グランド)	生津 (若宮神社)	向在地 (児童公園)	南庄 (グランド)
	0.065	0.062	0.12	0.017	0.0096
	(R5:0.056) (R4:0.083)	(R5:0.054) (R4:0.29)	(R5:0.29) (R4:0.24)	(R5:0.022) (R4:0.049)	(R5:0.045) (R4:0.0072)
	途中 (自治会館)	上在地 (ゲート ボール場)	北在地 (児童公園)	上龍華 (スポーツ 広場)	龍華 (運動公園)
	0.029	0.037	0.074	0.026	0.031
	(R5:0.051) (R4:0.017)	(R5:0.23) (R4:0.11)	(R5:0.61) (R4:0.051)	(R5:0.030) (R4:0.026)	(R5:0.051) (R4:0.17)

環境基準値 : 1, 000 pg-TEQ/g

(調査指標値 : 250 pg-TEQ/g、汚染防止の観点から調査を行なう指標)

9. 水質測定結果詳細

(1) 河川

採水日：10月21日

	測定項目	単位	喜登呂川	真野川	和邇川	環境基準値
1	水素イオン濃度		7.5	7.6	7.8	6.5~8.5
2	生物化学的酸素要求量	mg/L	0.8	0.9	1.1	<2
3	浮遊物質量	mg/L	6.5	3.0	3.4	<25
4	大腸菌数	CFU/100mL	170	250	370	<300
5	溶存酸素	mg/L	9.4	9.3	9.4	>7.5
6	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.003
7	シアン化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
8	鉛及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.01
9	六価クロム化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02
10	ヒ素及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.01
11	水銀及びその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
12	アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
13	PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
14	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.02
15	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.002
16	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.004
17	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.1
18	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.04
19	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<1
20	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.006
21	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.01
22	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.01
23	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.002
24	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.006
25	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.003

	測定項目	単位	喜登呂川	真野川	和邇川	環境基準値
26	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.02
27	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.01
28	セレン及びその化合物	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.01
29	フッ素化合物	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.8
30	ホウ素含有量	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<1
31	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.17	0.42	0.76	<10
32	化学的酸素要求量	mg/L	3.2	2.1	1.5	—
33	n-ヘキサン抽出物質含有量	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	—
34	フェノール類含有量	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	—
35	銅含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	—
36	亜鉛含有量	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	—
37	溶解性鉄含有量	mg/L	0.19	0.05	<0.05	—
38	溶解性マンガン含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	—
39	クロム含有量	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	—
40	アンチモン含有量	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	—
41	総窒素	mg/L	0.32	0.46	0.64	—
42	総りん	mg/L	0.012	0.020	0.018	—
43	塩素イオン	mg/L	7.8	5.5	9.4	—
44	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.05

(2) 農業用池

採水日：10月21日

	測定項目	単位	八反池	重箱池	環境基準値
1	水素イオン濃度		6. 9	6. 6	6. 5~8. 5
2	生物化学的酸素要求量	mg/L	2. 4	1. 3	—
3	浮遊物質量	mg/L	8. 7	2. 0	< 1.5
4	大腸菌数	CFU/100mL	1.3	5.40	—
5	溶存酸素	mg/L	6. 8	5. 6	> 5
6	カドミウム及びその化合物	mg/L	< 0. 0003	< 0. 0003	< 0. 003
7	シアノ化合物	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと
8	鉛及びその化合物	mg/L	< 0. 005	< 0. 005	< 0. 01
9	六価クロム化合物	mg/L	< 0. 01	< 0. 01	< 0. 02
10	ヒ素及びその化合物	mg/L	< 0. 005	< 0. 005	< 0. 01
11	水銀及びその化合物	mg/L	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005
12	アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと
13	PCB	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと
14	ジクロロメタン	mg/L	< 0. 002	< 0. 002	< 0. 02
15	四塩化炭素	mg/L	< 0. 0002	< 0. 0002	< 0. 002
16	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	< 0. 0004	< 0. 0004	< 0. 004
17	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0. 002	< 0. 002	< 0. 1
18	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0. 004	< 0. 004	< 0. 04
19	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	< 0. 001	< 0. 001	< 1
20	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	< 0. 0006	< 0. 0006	< 0. 006
21	トリクロロエチレン	mg/L	< 0. 001	< 0. 001	< 0. 01
22	テトラクロロエチレン	mg/L	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 01
23	1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0. 0002	< 0. 0002	< 0. 002
24	チウラム	mg/L	< 0. 0006	< 0. 0006	< 0. 006
25	シマジン	mg/L	< 0. 0003	< 0. 0003	< 0. 003

	測定項目	単位	八反池	重箱池	環境基準値
26	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.02
27	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.01
28	セレン及びその化合物	mg/L	<0.002	<0.002	<0.01
29	フッ素化合物	mg/L	<0.08	<0.08	<0.8
30	ホウ素含有量	mg/L	<0.1	<0.1	<1
31	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.02	0.02	<10
32	化学的酸素要求量	mg/L	8.8	5.8	<5
33	n-ヘキサン抽出物質含有量	mg/L	<0.5	<0.5	—
34	フェノール類含有量	mg/L	<0.01	<0.01	—
35	銅含有量	mg/L	<0.05	<0.05	—
36	亜鉛含有量	mg/L	<0.003	<0.003	—
37	溶解性鉄含有量	mg/L	0.06	0.29	—
38	溶解性マンガン含有量	mg/L	<0.05	<0.05	—
39	クロム含有量	mg/L	<0.01	<0.01	—
40	アンチモン含有量	mg/L	<0.002	<0.002	—
41	総窒素	mg/L	0.81	0.43	<1
42	総りん	mg/L	0.031	0.023	<0.1
43	塩素イオン	mg/L	3.5	2.3	—
44	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.05

[2] 令和 6 年度月別稼働状況

1. ごみの搬入量

月	焼却施設 (t)	リサイクル施設 (t)	プラ容器資源化施設 (t)	計 (t)
4	3, 084. 36	238. 72	145. 16	3, 468. 24
5	3, 162. 15	246. 92	153. 41	3, 562. 48
6	2, 840. 86	241. 29	138. 44	3, 220. 59
7	3, 090. 49	234. 79	148. 67	3, 473. 95
8	2, 894. 75	261. 09	151. 92	3, 307. 76
9	2, 646. 00	228. 49	133. 93	3, 008. 42
10	2, 952. 82	219. 6	143. 99	3, 316. 41
11	2, 724. 56	234. 36	128. 37	3, 087. 29
12	3, 000. 15	261. 07	141. 12	3, 402. 34
1	2, 635. 27	219. 28	152. 54	3, 007. 09
2	2, 213. 10	190. 41	124. 98	2, 528. 49
3	2, 620. 39	199. 92	136. 40	2, 956. 71
合 計	33, 864. 90	2, 775. 94	1, 698. 93	38, 339. 77
月平均	2, 822. 08	231. 33	141. 58	3, 194. 98
(R5) 月平均	2, 898. 12	239. 37	144. 26	3, 281. 75

2. ごみの搬入台数

月	焼却施設 (台)	リサイクル施設 (台)	プラ容器資源化施設 (台)	計 (台)
4	1,872	1,379	346	3,597
5	1,993	1,386	369	3,748
6	1,903	1,347	330	3,580
7	2,058	1,281	361	3,700
8	1,943	1,382	363	3,688
9	1,779	1,151	336	3,266
10	2,116	1,320	383	3,819
11	1,921	1,267	317	3,505
12	2,028	1,574	323	3,925
1	1,827	1,058	351	3,236
2	1,666	930	302	2,898
3	1,822	1,230	332	3,384
合 計	22,928	15,305	4,113	42,346
月平均	1,911	1,275	343	3,529
(R5) 月平均	1,879	1,252	335	3,466

3. ごみの焼却状況

月	1号炉 (t)	2号炉 (t)	計 (t)	備考
4	1,345.33	1,981.95	3,327.28	
5	0.00	2,450.60	2,450.60	計画停止 (1号炉)
6	1,212.53	2,042.33	3,254.86	
7	2,336.30	242.97	2,579.27	計画停止 (2号炉)
8	1,859.71	786.59	2,646.30	計画停止 (2号炉)
9	1,334.75	1,974.67	3,309.42	
10	0.00	2,393.18	2,393.18	計画停止 (1号炉)
11	1,620.85	1,392.01	3,012.86	
12	2,405.54	0.00	2,405.54	計画停止 (2号炉)
1	2,086.40	1,461.06	3,547.46	
2	158.65	2,102.19	2,260.84	定期点検整備 (1号炉)
3	1,211.31	435.17	1,646.48	定期点検整備 (2号炉)
合 計	15,571.37	17,262.72	32,834.09	
(R5) 合 計	16,587.21	17,456.14	34,043.35	

4. ごみの補完状況（燃やせるごみ）

月	総搬入量 (t)	美化からの受託量 (t)	美化への委託量 (t)	備考
4	3,084.36	0	0	
5	3,162.15	0	0	
6	2,840.86	0	0	
7	3,090.49	0	0	
8	2,894.75	0	0	
9	2,646.00	0	0	
10	2,952.82	0	0	
11	2,724.56	0	0	
12	3,000.15	0	0	
1	2,635.27	0	0	
2	2,213.10	0	0	
3	2,620.39	0	0	
合 計	33,864.90	0	0	
(R5) 合 計	34,777.46	0	0	

5. 排ガスの状況（施設内設置の自動測定機による測定結果）（「平均値」は各月の日平均値の平均値（稼働時間が一月に満たない場合は除外）、「最大」は各月の日平均値の最大を示す。）

項目	月	平均値	最大	協定値
窒素酸化物 N O x (p p m)	4	3 2	3 4	日平均値が 5 0 p p m以下
	5	3 1	3 4	
	6	3 3	3 5	
	7	3 2	3 4	
	8	—	3 4	
	9	3 3	3 4	
	10	3 3	3 5	
	11	—	3 4	
	12	3 3	3 4	
	1	3 2	3 4	
	2	3 0	3 4	
	3	—	3 4	

項目	月	平均値	最大	協定値
塩化水素 H C L (p p m)	4	1 0	1 5	日平均値が 5 0 p p m以下
	5	1 3	1 8	
	6	1 0	1 6	
	7	1 2	1 9	
	8	—	1 1	
	9	9	1 1	
	10	9	1 2	
	11	—	1 4	
	12	1 3	1 7	
	1	1 0	1 6	
	2	1 2	1 4	
	3	—	1 8	

項目	月	平均値	最大	協定値
硫黄 酸化物 SO_x (ppm)	4	2	5	日平均値が 30 ppm以下
	5	4	5	
	6	2	5	
	7	4	6	
	8	—	3	
	9	1	3	
	10	1	2	
	11	—	4	
	12	3	5	
	1	2	3	
	2	1	2	
	3	—	5	

項目	月	平均値	最大	協定値
ばいじん (g/ m^3N)	4	< 0. 005	< 0. 005	日平均値が 0. 01 g/ m^3N 以下
	5	< 0. 005	< 0. 005	
	6	< 0. 005	< 0. 005	
	7	< 0. 005	< 0. 005	
	8	—	< 0. 005	
	9	< 0. 005	< 0. 005	
	10	< 0. 005	< 0. 005	
	11	—	< 0. 005	
	12	< 0. 005	< 0. 005	
	1	< 0. 005	< 0. 005	
	2	< 0. 005	< 0. 005	
	3	—	< 0. 005	

6. 大気環境測定結果(「平均値」は各月の日平均値の平均値、「最小～最大」は各月の日平均値の最小、最大。)

・伊香立支所

項目	月	平均値	最小～最大	国の環境基準値
二酸化窒素 NO ₂ (ppm)	4	0. 002	0. 001～0. 005	日平均値が 0. 04 ppmから 0. 06 ppmまでの 範囲内又はそれ以下
	5	0. 002	<0. 001～0. 003	
	6	0. 002	0. 001～0. 004	
	7	0. 002	0. 001～0. 003	
	8	0. 001	<0. 001～0. 004	
	9	0. 002	0. 001～0. 005	
	10	0. 002	<0. 001～0. 004	
	11	0. 002	<0. 001～0. 004	
	12	0. 002	0. 001～0. 008	
	1	0. 003	<0. 001～0. 008	
	2	0. 002	0. 001～0. 006	
	3	0. 003	<0. 001～0. 006	

項目	月	平均値	最小～最大	国の環境基準値
二酸化硫黄 SO ₂ (ppm)	4	<0. 001	<0. 001～0. 001	日平均値が 0. 04 ppm以下
	5	<0. 001	<0. 001～0. 001	
	6	<0. 001	<0. 001～0. 001	
	7	<0. 001	<0. 001～0. 001	
	8	<0. 001	<0. 001～<0. 001	
	9	<0. 001	<0. 001～0. 001	
	10	<0. 001	<0. 001～<0. 001	
	11	<0. 001	<0. 001～<0. 001	
	12	<0. 001	<0. 001～<0. 001	
	1	<0. 001	<0. 001～<0. 001	
	2	<0. 001	<0. 001～0. 001	
	3	<0. 001	<0. 001～0. 002	

項目	月	平均値	最小～最大	国の環境基準値
浮遊粒子状物質 SPM (mg/m ³)	4	0. 017	0. 004～0. 075	日平均値が 0. 10 mg/m ³ 以下
	5	0. 012	0. 003～0. 019	
	6	0. 013	0. 008～0. 021	
	7	0. 014	0. 006～0. 024	
	8	0. 012	0. 006～0. 024	
	9	0. 013	0. 006～0. 030	
	10	0. 011	0. 004～0. 019	
	11	0. 012	0. 004～0. 026	
	12	0. 009	0. 004～0. 022	
	1	0. 011	0. 003～0. 036	
	2	0. 011	0. 005～0. 032	
	3	0. 017	0. 003～0. 043	

・上龍華

項目	月	平均値	最小～最大	国の環境基準値
二酸化窒素 NO ₂ (ppm)	4	0. 002	0. 001～0. 004	日平均値が 0. 04 ppmから 0. 06 ppmまでの 範囲内又はそれ以下
	5	0. 001	<0. 001～0. 003	
	6	0. 002	0. 001～0. 003	
	7	0. 001	<0. 001～0. 003	
	8	0. 001	<0. 001～0. 003	
	9	0. 002	<0. 001～0. 003	
	10	0. 001	<0. 001～0. 003	
	11	0. 001	<0. 001～0. 003	
	12	0. 002	0. 001～0. 005	
	1	0. 002	0. 001～0. 006	
	2	0. 002	0. 001～0. 005	
	3	0. 002	<0. 001～0. 005	

項目	月	平均値	最小～最大	市の環境基準値
二酸化硫黄 S O ₂ (ppm)	4	<0. 001	<0. 001～0. 001	日平均値が 0. 04 ppm以下
	5	<0. 001	<0. 001～0. 001	
	6	<0. 001	<0. 001～0. 001	
	7	<0. 001	<0. 001～0. 001	
	8	<0. 001	<0. 001～<0. 001	
	9	<0. 001	<0. 001～<0. 001	
	10	<0. 001	<0. 001～<0. 001	
	11	<0. 001	<0. 001～<0. 001	
	12	<0. 001	<0. 001～0. 004	
	1	<0. 001	<0. 001～0. 001	
	2	<0. 001	<0. 001～<0. 001	
	3	<0. 001	<0. 001～0. 001	

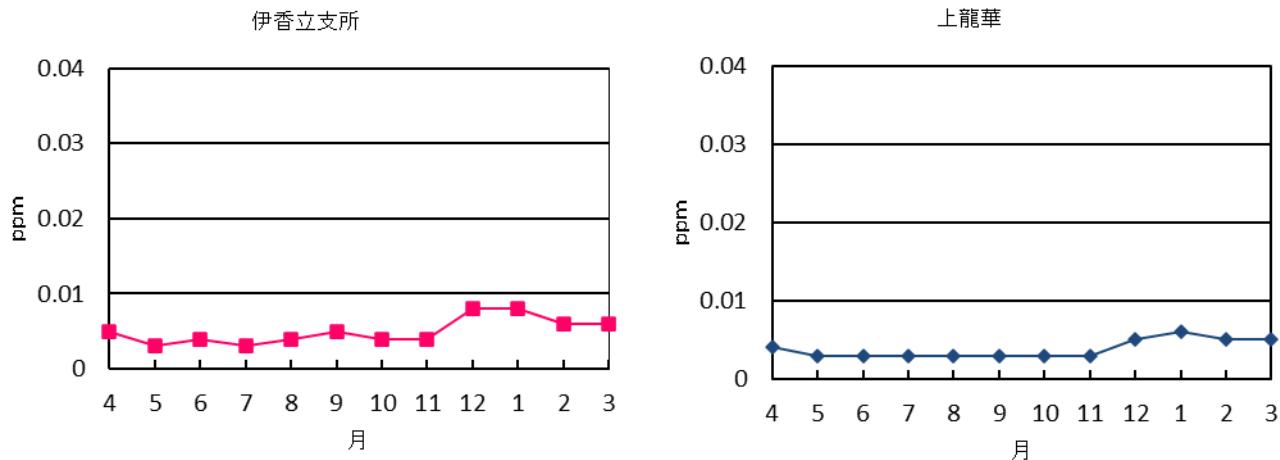
項目	月	平均値	最小～最大	市の環境基準値
浮遊粒子状 物質 S P M (mg/m ³)	4	0. 015	0. 003～0. 063	日平均値が 0. 10 mg/m ³ 以下
	5	0. 011	0. 002～0. 018	
	6	0. 013	0. 006～0. 024	
	7	0. 015	0. 006～0. 027	
	8	0. 014	0. 006～0. 030	
	9	0. 013	0. 005～0. 030	
	10	0. 009	0. 003～0. 019	
	11	0. 009	0. 002～0. 021	
	12	0. 008	0. 003～0. 017	
	1	0. 009	0. 002～0. 031	
	2	0. 008	0. 003～0. 026	
	3	0. 013	0. 002～0. 038	

7. 大気環境の経月変化グラフ及び風向別平均濃度図

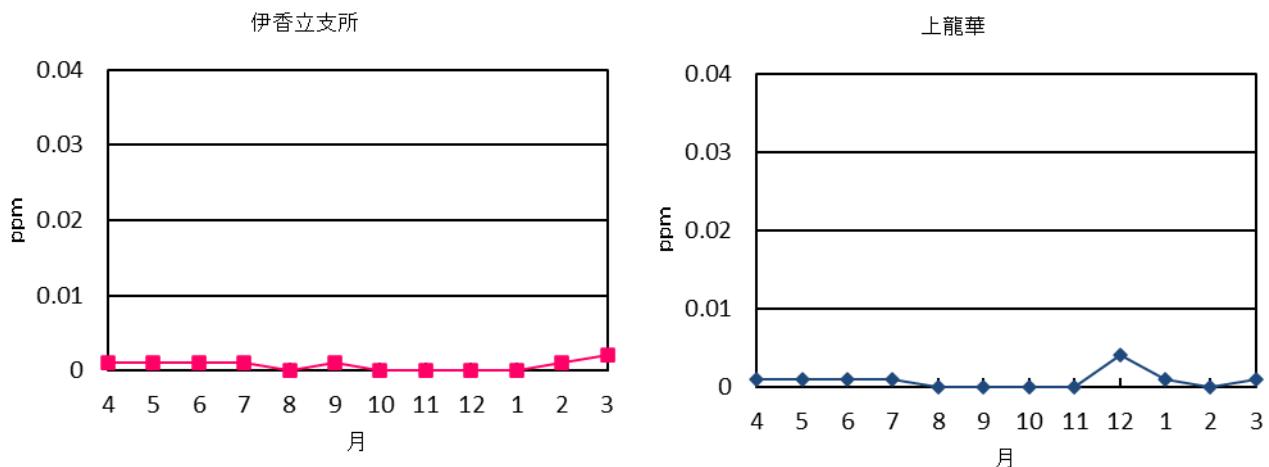
(1) 大気環境経月変化グラフ

(令和6年4月～令和7年3月の各月の日平均最大値)

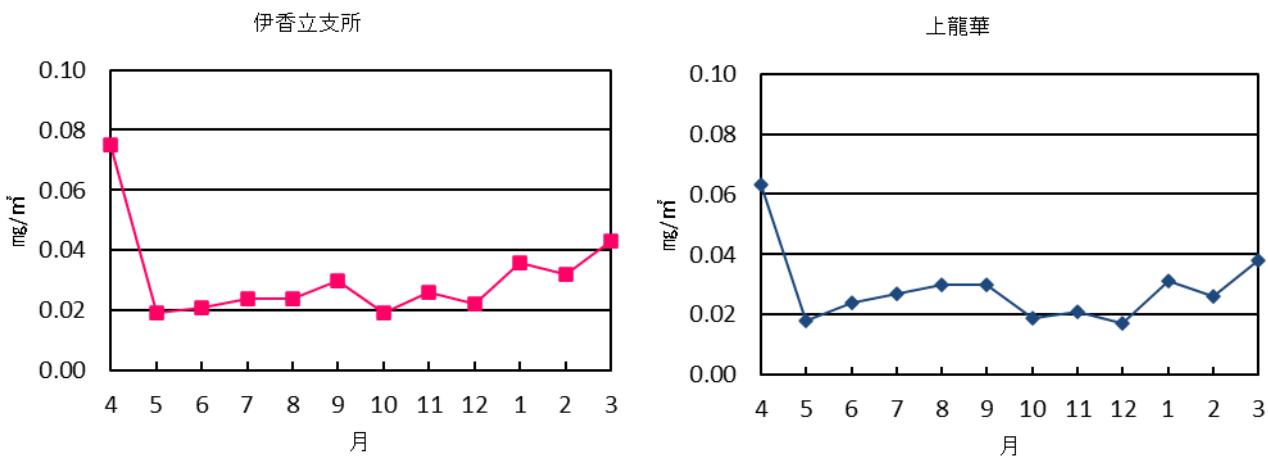
- ① 二酸化窒素 [環境基準値 : 0.04 ppm ~ 0.06 ppm 又はそれ以下]



- ② 二酸化硫黄 [環境基準値 : 0.04 ppm]



- ③ 浮遊粒子状物質 [環境基準値 : 0.10 mg/m³]



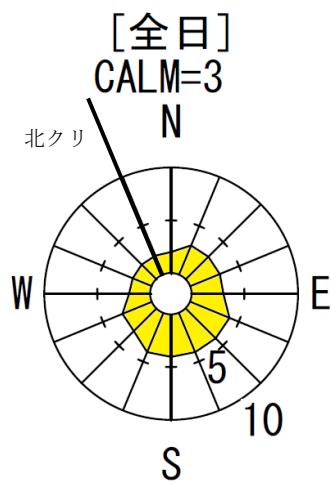
(2) 大気環境風向別平均濃度図（令和6年4月～令和7年3月）

[測定期名]：伊香立支所

[測定成分]：二酸化窒素(ppb)

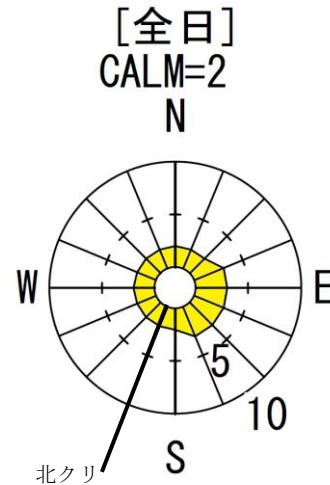
[測定期名]：上龍華

[測定成分]：二酸化窒素(ppb)



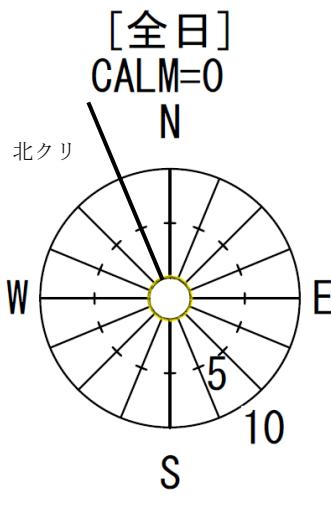
[測定期名]：伊香立支所

[測定成分]：二酸化硫黄(ppb)



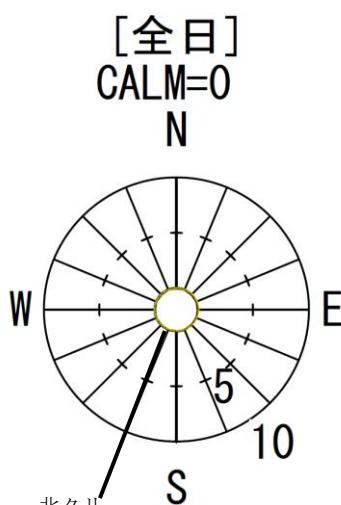
[測定期名]：上龍華

[測定成分]：二酸化硫黄(ppb)



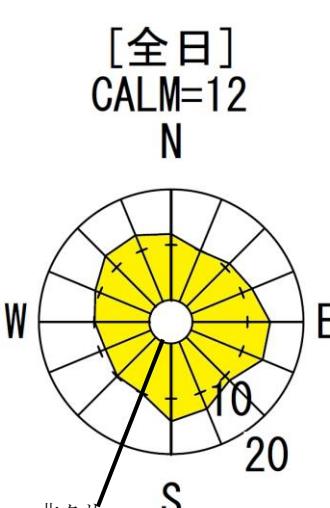
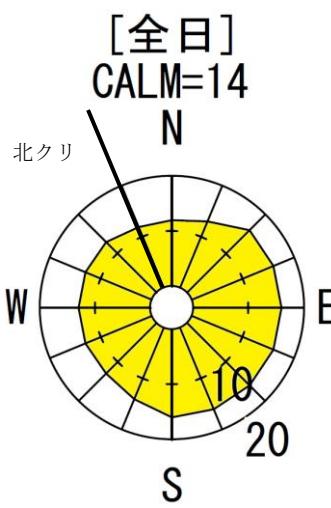
[測定期名]：伊香立支所

[測定成分]：浮遊粒子状物質($\mu\text{g}/\text{m}^3$)



[測定期名]：上龍華

[測定成分]：浮遊粒子状物質($\mu\text{g}/\text{m}^3$)



8. 測定車による大気環境測定結果（「平均値」は各期間の一時間値の平均値、「最小～最大」は各期間の一時間値の最小、最大を示す。各基準値はP35を参照。）

地 点	期 間	二酸化窒素(ppm)		二酸化硫黄(ppm)		浮遊粒子状物質(mg/m ³)	
		平均値	最小～最大	平均値	最小～最大	平均値	最小～最大
途中町	5/18 ～5/24	0.003	<0.001 ～0.011	0.001	<0.001 ～0.002	0.014	0.001 ～0.023
	8/3 ～8/9	0.002	<0.001 ～0.005	<0.001	<0.001 ～0.001	0.017	0.003 ～0.038
	10/19 ～10/25	0.002	<0.001 ～0.009	<0.001	<0.001 ～0.001	0.009	0.002 ～0.017
	11/30 ～12/6	0.003	<0.001 ～0.017	<0.001	<0.001 ～0.002	0.011	0.005 ～0.025
	1/25 ～1/31	0.003	0.001 ～0.018	<0.001	<0.001 ～0.001	0.007	<0.001 ～0.020
北在地町	5/18 ～5/24	0.002	0.001 ～0.005	0.001	<0.001 ～0.001	0.012	<0.001 ～0.052
	8/10 ～8/16	0.001	<0.001 ～0.003	0.001	<0.001 ～0.002	0.012	0.003 ～0.023
	10/19 ～10/25	0.002	0.001 ～0.006	<0.001	<0.001 ～0.001	0.007	<0.001 ～0.017
	11/30 ～12/6	0.003	0.001 ～0.012	<0.001	<0.001 ～0.001	0.009	0.001 ～0.033
	2/1 ～2/7	0.003	0.001 ～0.014	<0.001	<0.001 ～0.001	0.010	0.001 ～0.040
伊香立中学校	5/25 ～5/31	0.002	0.001 ～0.007	<0.001	<0.001 ～0.001	0.009	0.001 ～0.023
	8/10 ～8/16	0.001	<0.001 ～0.003	<0.001	<0.001 ～0.001	0.012	0.005 ～0.023
	10/26 ～11/1	0.002	<0.001 ～0.008	<0.001	<0.001 ～0.001	0.011	0.001 ～0.026
	12/7 ～12/13	0.002	<0.001 ～0.009	0.001	<0.001 ～0.002	0.006	0.001 ～0.013
	2/8 ～2/14	0.004	0.001 ～0.017	<0.001	<0.001 ～0.001	0.005	<0.001 ～0.016

[3] 令和 6 年度まとめ

前年度と比較すると、焼却施設、リサイクル施設及びプラ施設でそれぞれ、ごみの搬入量が減っており、一方で、搬入台数は増えています。

また、令和 6 年度上半期と令和 7 年度上半期を比較しても同様ですが、プラスチックのみ搬入台数が減少に転じています。

原因としては、宅地開発等によりごみ集積場が増え、その地域をカバーするため収集車の台数が増えていることが考えられます。また、火災対策として令和 6 年 7 月より開始したリチウムイオン電池の分別回収は、びんと併せて回収しており、計量は 1 台につきリチウムイオン電池 1 回とびん 1 回とで計 2 回実施しているため、1 台の搬入につき、2 台分を計上しております。これらが台数増加の要因と推察されます。

排ガスについては、全ての測定項目について協定値を満足していました。

周辺環境の測定において、大気については固定局 2ヶ所（伊香立支所、上龍華町）と移動測定局 3ヶ所（途中町、北在地町、伊香立中学校）とも全ての測定項目で環境基準を満足していました。悪臭も基準値を十分下回っていました。

河川、池の水質の測定項目については、和邇川の大腸菌数並びに八反池及び重箱池の化学的酸素要求量が環境基準を超過していましたが、他の項目に関しては環境基準を満足していました。降下ばいじん、塩化物濃度は例年通り低い値となっていました。土壤、雨水は例年通りの状況で、全体では大きな変動はありませんでした。

ダイオキシン類の測定結果についても、排ガスや灰は協定値及び国が定める基準値を遵守していました。また、周辺土壤、河川、池でも例年通り環境基準を満足していました。

これらの測定結果から、北部クリーンセンター周辺の環境は継続して良好な状況が維持されていました。

大津市北部クリーンセンター
令和 7 年度上半期稼働状況

[4] 令和7年度上半期稼働状況

1. ごみの搬入量及び搬入台数

(1) 焼却施設

	令和7年度上半期	令和6年度上半期	対前年比 (%)
搬入量 (t)	17, 339.64	17, 718.61	-2.1
搬入台数 (台)	11, 670	11, 548	1.1

(2) リサイクル施設

	令和7年度上半期	令和6年度上半期	対前年比 (%)
搬入量 (t)	1, 424.97	1, 451.30	-1.8
搬入台数 (台)	7, 961	7, 926	0.4

(3) プラ容器資源化施設

	令和7年度上半期	令和6年度上半期	対前年比 (%)
搬入量 (t)	852.30	871.53	-2.2
搬入台数 (台)	2, 028	2, 105	-3.7

2. ごみの焼却量

	令和7年度上半期	令和6年度上半期	対前年比 (%)
1号炉 (t)	8, 154.65	8, 088.62	0.8
2号炉 (t)	9, 672.41	9, 479.11	2.0
計	17, 827.06	17, 567.73	1.5

※なお、「排ガスの状況（施設内設置の自動測定機による測定結果）」及び「大気環境測定結果」についてはP31～P34に上半期の毎月の測定結果を示している。

3. 第三者機関による測定結果（※1～3についてはP3、4参照）

	測定項目	測定月	測定地点	測定結果	
1	排ガス	4月 (水銀は4月、7月、 ダイオキシン類は4月、7月、9月)	焼却炉煙道	・窒素酸化物 30 ppm(1号炉) 36 ppm(2号炉) (協定値 50 ppm) ・塩化水素 4 ppm(1、2号炉) (協定値 50 ppm) ・硫黄酸化物 3 ppm(1号炉) 2 ppm(2号炉) (協定値 30 ppm) ・ばいじん <0.001 g/m ³ N(1、2号炉) (協定値 0.01 g/m ³ N) ・水銀 <2 μg/m ³ N(1、2号炉) (協定値 30 μg/m ³ N) ・ダイオキシン類 0.0000012 ~ 0.0089 ng-TEQ/m ³ N (協定値 0.05 ng-TEQ/m ³ N) (詳細P26)	
2	灰中のダイオキシン類	4月、7月	焼却灰、 飛灰処理物	・焼却灰 0.00011 ~ 0.0029 ng-TEQ/g ・飛灰処理物 0.13 ~ 0.22 ng-TEQ/g (処理基準値 3 ng-TEQ/g) (詳細P26)	
3	悪臭	6月	敷地境界2地点	・臭気指数 2地点とも10未満 (規制基準値 15)	
4	河川及び農業用池の水質 八反池については滋賀県による改修工事のため未実施	5~6月	喜登呂川、 真野川、 和邇川、 重箱池	・下記以外の全項目 環境基準満足 (詳細P27~30) (喜登呂川のBOD、重箱池のCODは環境基準超過) ・ダイオキシン類 0.054 ~ 0.24 pg-TEQ/L (環境基準値 1 pg-TEQ/L) (詳細P26)	
5	土壤	5月	上野台地等 3地点	・重金属等10項目 環境基準満足 (水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素等)	
6	測定車による大気調査	6~7月、 8~9月	途中町、 北在地町、 伊香立中学校	・二酸化窒素 全地点環境基準満足 ・二酸化硫黄 全地点環境基準満足 ・浮遊粒子状物質 全地点環境基準満足 (詳細P34)	
7	降下ばいじん量及び雨水pH	6~8月	調整池、 伊香立支所	・降下ばいじん量 3.8 t/km ² /月 (調整池) 2.1 t/km ² /月 (伊香立支所) (※1 指標値 20 t/km ² /月) ・雨水pH 平均 5.6 (調整池) 平均 6.1 (伊香立支所)	
8	環境大気中の塩化物濃度及び水銀濃度	6~7月	途中町、 北在地町、 伊香立中学校、 上龍華町、 伊香立支所	・塩化物濃度 <0.3 ~ 0.4 μg/m ³ ・水銀濃度 1.2 ~ 2.0 ng/m ³ (※2 塩化水素目標環境濃度 0.02 ppm ≈ 30 μg/m ³ 以下) (※3 水銀指針値：年平均値40 ng/m ³ 以下)	
9	環境大気中のダイオキシン類	5月	伊香立支所、 上龍華	・伊香立支所 0.0033 pg-TEQ/m ³ ・上龍華 0.0033 pg-TEQ/m ³ (環境基準値 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下)	

4. ダイオキシン類測定結果詳細

(1) 排ガス

単位 : ng-TEQ/ m³N

採取場所 採取日	1号炉	2号炉
令和7年4月10日	0. 0 0 0 0 4 0	0. 0 0 0 0 2 6
令和7年7月3日	0. 0 0 8 9	0. 0 0 1 3
令和7年9月4日	0. 0 0 0 1 0	0. 0 0 0 0 1 2

協定値 : 0. 0 5 ng-TEQ/ m³N

排出基準値 : 1 ng-TEQ/ m³N

(2) 焼却灰（主灰）及び飛灰処理物

単位 : ng-TEQ/g

採取場所 採取日	焼却灰（主灰）		飛灰処理物 (※)
	1号炉	2号炉	
令和7年4月10日	0. 0 0 2 9	0. 0 0 1 6	0. 2 2
令和7年7月3日	0. 0 0 0 1 1	0. 0 0 0 1 3	0. 1 3

※飛灰処理物とは、最終処分する際の飛散防止、重金属の溶出防止等の為、飛灰を薬剤処理したもの。

処理基準値 : 3 ng-TEQ/g

(3) 周辺河川及び農業用池

単位 : pg-TEQ/L

採取場所 採取日	重箱池	喜登呂川	和邇川
令和7年5月16日	0.054	0.055	0.066
採取場所 採取日	真野川	八反池は改修工事中。 降雨による濁水のため、 真野川のみ別日に採取。	
令和7年6月20日	0.24		

環境基準値 : 1 pg-TEQ/L

5. 水質測定結果詳細

(1) 河川

採水日：5月26日

	測定項目	単位	喜登呂川	真野川	和邇川	環境基準値
1	水素イオン濃度		6. 8	7. 0	7. 4	6. 5～8. 5
2	生物化学的酸素要求量	mg/L	2. 1	1. 5	1. 8	< 2
3	浮遊物質量	mg/L	3. 4	3. 0	< 1. 0	< 25
4	大腸菌数	CFU/100mL	150	250	55	< 300
5	溶存酸素	mg/L	9. 5	9. 6	9. 9	> 7. 5
6	カドミウム及びその化合物	mg/L	< 0. 0003	< 0. 0003	< 0. 0003	< 0. 003
7	シアノ化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
8	鉛及びその化合物	mg/L	< 0. 005	< 0. 005	< 0. 005	< 0. 01
9	六価クロム化合物	mg/L	< 0. 01	< 0. 01	< 0. 01	< 0. 02
10	ヒ素及びその化合物	mg/L	< 0. 005	< 0. 005	< 0. 005	< 0. 01
11	水銀及びその化合物	mg/L	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005
12	アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
13	PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
14	ジクロロメタン	mg/L	< 0. 002	< 0. 002	< 0. 002	< 0. 02
15	四塩化炭素	mg/L	< 0. 0002	< 0. 0002	< 0. 0002	< 0. 002
16	1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0. 0004	< 0. 0004	< 0. 0004	< 0. 004
17	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0. 002	< 0. 002	< 0. 002	< 0. 1
18	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0. 004	< 0. 004	< 0. 004	< 0. 04
19	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0. 001	< 0. 001	< 0. 001	< 1
20	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0. 0006	< 0. 0006	< 0. 0006	< 0. 006
21	トリクロロエチレン	mg/L	< 0. 001	< 0. 001	< 0. 001	< 0. 01
22	テトラクロロエチレン	mg/L	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 01
23	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0. 0002	< 0. 0002	< 0. 0002	< 0. 002
24	チウラム	mg/L	< 0. 0006	< 0. 0006	< 0. 0006	< 0. 006
25	シマジン	mg/L	< 0. 0003	< 0. 0003	< 0. 0003	< 0. 003

	測定項目	単位	喜登呂川	真野川	和邇川	環境基準値
26	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.02
27	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.01
28	セレン及びその化合物	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.01
29	フッ素化合物	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.8
30	ホウ素含有量	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<1
31	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.29	0.52	0.51	<10
32	化学的酸素要求量	mg/L	3.8	3.4	3.2	—
33	n-ヘキサン抽出物質含有量	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	—
34	フェノール類含有量	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	—
35	銅含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	—
36	亜鉛含有量	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	—
37	溶解性鉄含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	—
38	溶解性マンガン含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	—
39	クロム含有量	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	—
40	アンチモン含有量	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	—
41	総窒素	mg/L	0.44	0.51	0.38	—
42	総りん	mg/L	0.029	0.021	0.017	—
43	塩素イオン	mg/L	7.0	5.7	12	—
44	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.05

(2) 農業用池

採水日：5月26日

	測定項目	単位	重箱池	環境基準値
1	水素イオン濃度		6. 7	6. 5～8. 5
2	生物化学的酸素要求量	mg/L	3. 5	—
3	浮遊物質量	mg/L	2. 6	< 1.5
4	大腸菌数	CFU/100mL	4.1	—
5	溶存酸素	mg/L	8. 3	> 5
6	カドミウム及びその化合物	mg/L	< 0. 0003	< 0. 003
7	シアノ化合物	mg/L	不検出	検出されないこと
8	鉛及びその化合物	mg/L	< 0. 005	< 0. 01
9	六価クロム化合物	mg/L	< 0. 01	< 0. 02
10	ヒ素及びその化合物	mg/L	< 0. 005	< 0. 01
11	水銀及びその化合物	mg/L	< 0. 0005	< 0. 0005
12	アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	検出されないこと
13	PCB	mg/L	不検出	検出されないこと
14	ジクロロメタン	mg/L	< 0. 002	< 0. 02
15	四塩化炭素	mg/L	< 0. 0002	< 0. 002
16	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	< 0. 0004	< 0. 004
17	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0. 002	< 0. 1
18	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0. 004	< 0. 04
19	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	< 0. 001	< 1
20	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	< 0. 0006	< 0. 006
21	トリクロロエチレン	mg/L	< 0. 001	< 0. 01
22	テトラクロロエチレン	mg/L	< 0. 0005	< 0. 01
23	1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0. 0002	< 0. 002
24	チウラム	mg/L	< 0. 0006	< 0. 006
25	シマジン	mg/L	< 0. 0003	< 0. 003

	測定項目	単位	重箱池	環境基準値
26	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.02
27	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.01
28	セレン及びその化合物	mg/L	<0.002	<0.01
29	フッ素化合物	mg/L	<0.08	<0.8
30	ホウ素含有量	mg/L	<0.1	<1
31	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.01	<10
32	化学的酸素要求量	mg/L	6.4	<5
33	n-ヘキサン抽出物質含有量	mg/L	<0.5	—
34	フェノール類含有量	mg/L	<0.01	—
35	銅含有量	mg/L	<0.05	—
36	亜鉛含有量	mg/L	<0.003	—
37	溶解性鉄含有量	mg/L	0.24	—
38	溶解性マンガン含有量	mg/L	<0.05	—
39	クロム含有量	mg/L	<0.01	—
40	アンチモン含有量	mg/L	<0.002	—
41	総窒素	mg/L	0.16	<1
42	総りん	mg/L	0.033	<0.1
43	塩素イオン	mg/L	3.1	—
44	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.05

6. 排ガスの状況（施設内設置の自動測定機による測定結果）

項目	月	平均値	最大	協定値
窒素酸化物 N O x (p p m)	4	3 0	3 3	日平均値が 5 0 p p m以下
	5	3 0	3 3	
	6	2 9	3 2	
	7	3 0	3 2	
	8	2 8	3 1	
	9	3 0	3 1	
塩化水素 H C L (p p m)	4	1 0	1 7	日平均値が 5 0 p p m以下
	5	1 3	1 7	
	6	9	1 2	
	7	1 1	1 8	
	8	1 1	1 7	
	9	1 0	1 1	
硫黄 酸化物 S O x (p p m)	4	2	5	日平均値が 3 0 p p m以下
	5	3	5	
	6	1	3	
	7	3	4	
	8	2	4	
	9	1	2	
ばいじん (g/m ³ N)	4	< 0. 0 0 5	< 0. 0 0 5	日平均値が 0. 0 1 g / m ³ N以下
	5	< 0. 0 0 5	< 0. 0 0 5	
	6	< 0. 0 0 5	< 0. 0 0 5	
	7	< 0. 0 0 5	< 0. 0 0 5	
	8	< 0. 0 0 5	< 0. 0 0 5	
	9	< 0. 0 0 5	< 0. 0 0 5	

7. 大気環境測定結果

(1) 伊香立支所

項目	月	平均値	最小～最大	国の環境基準値
二酸化窒素 NO_2 (ppm)	4	0. 002	0. 001～0. 004	日平均値が 0. 04 ppmから 0. 06 ppmまでの 範囲内又はそれ以下
	5	0. 002	0. 001～0. 004	
	6	0. 002	<0. 001～0. 006	
	7	0. 002	0. 001～0. 004	
	8	0. 002	0. 001～0. 003	
	9	0. 002	<0. 001～0. 003	
二酸化硫黄 SO_2 (ppm)	4	<0. 001	<0. 001～0. 001	日平均値が 0. 04 ppm以下
	5	<0. 001	<0. 001～0. 003	
	6	<0. 001	<0. 001～0. 001	
	7	<0. 001	<0. 001～0. 002	
	8	<0. 001	<0. 001～0. 001	
	9	<0. 001	<0. 001～0. 001	
浮遊粒子状 物質 SPM (mg/m ³)	4	0. 018	0. 004～0. 033	日平均値が 0. 10 mg/m ³ 以下
	5	0. 016	0. 005～0. 038	
	6	0. 016	0. 004～0. 029	
	7	0. 021	0. 006～0. 062	
	8	0. 011	0. 006～0. 020	
	9	0. 007	0. 003～0. 015	

(2) 上龍華

項目	月	平均値	最小～最大	国の環境基準値
二酸化窒素 NO ₂ (ppm)	4	0. 002	<0. 001～0. 003	日平均値が 0. 04 ppmから 0. 06 ppmまでの 範囲内又はそれ以下
	5	0. 002	<0. 001～0. 003	
	6	0. 002	<0. 001～0. 004	
	7	0. 002	0. 001～0. 004	
	8	0. 001	<0. 001～0. 002	
	9	0. 001	<0. 001～0. 002	
二酸化硫黄 SO ₂ (ppm)	4	<0. 001	<0. 001～0. 001	日平均値が 0. 04 ppm以下
	5	<0. 001	<0. 001～0. 003	
	6	<0. 001	<0. 001～0. 001	
	7	<0. 001	<0. 001～0. 001	
	8	<0. 001	<0. 001～0. 001	
	9	<0. 001	<0. 001～0. 001	
浮遊粒子状 物質 SPM (mg/m ³)	4	0. 015	0. 003～0. 030	日平均値が 0. 10 mg/m ³ 以下
	5	0. 013	0. 003～0. 035	
	6	0. 015	0. 005～0. 032	
	7	0. 024	0. 006～0. 072	
	8	0. 021	0. 010～0. 036	
	9	0. 013	0. 005～0. 031	

(3) 測定車（「平均値」は各期間の一時間値の平均値、

「最小～最大」は各期間の一時間値の最小、最大を示す。各基準値はP35を参照。）

地 点	期 間	二酸化窒素(ppm)		二酸化硫黄(ppm)		浮遊粒子状物質(mg/m ³)	
		平均値	最小～最大	平均値	最小～最大	平均値	最小～最大
途中町	7/12 ～7/18	0.002	0.001 ～0.005	<0.001	<0.001 ～0.001	0.012	<0.001 ～0.031
	9/6 ～9/12	0.002	<0.001 ～0.006	0.001	0.001 ～0.002	0.014	<0.001 ～0.034
	7/5 ～7/11	0.002	0.001 ～0.006	0.001	<0.001 ～0.003	0.038	0.003 ～0.135
	8/30 ～9/5	0.003	0.001 ～0.006	0.001	0.001 ～0.002	0.014	<0.001 ～0.049
伊香立 中学校	6/28 ～7/4	0.003	<0.001 ～0.007	0.001	<0.001 ～0.004	0.044	0.005 ～0.126
	8/23 ～8/29	0.003	0.001 ～0.009	<0.001	<0.001 ～0.002	0.024	0.002 ～0.061

用語解説

1. 窒素酸化物 (NO_x)

- ・物の燃焼等によって生じる窒素と酸素の化合物です。
- ・発生源として工場・事業所・自動車があります。
- ・大気汚染で問題となるのは、一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) です。

2. 硫黄酸化物 (SO_x)

- ・石炭・重油などの燃料に含まれている硫黄分が燃焼することによって発生します。
- ・発生源として工場・事業所・ディーゼル自動車などがあります。
- ・その大部分は、二酸化硫黄 (SO₂、亜硫酸ガスとも言う。) として排出されます。

3. 塩化水素 (HCl)

- ・ポリ塩化ビニルなど塩素が含まれるもののが燃焼に伴って発生します。
- ・ポリ塩化ビニルの製品には、たまごのパック、波板、ホース、家庭用ラップ、ハムソーセージの包装用フィルムなどがあります。

4. ばいじん

- ・燃料その他の物の燃焼に伴って発生する排ガス中に含まれる細かい灰や、ススを言います。

5. 浮遊粒子状物質 (SPM)

- ・大気中に浮遊するちりのうち、粒径が 10 ミクロン (μm) 以下のものを言います (1 ミクロン は 1 ミリメートルの $1/1000$ であり、髪の毛の太さの $1/30$ 程度です。)。SPM のうち、粒径が 2.5 ミクロン (μm) 以下のものは特に PM2.5 と呼ばれています。
- ・大気中に浮遊するような微細な粒子の発生は、物の破碎や土砂の巻き上げなどの自然によるもの (粉じん) と、石炭・石油などの燃料や廃棄物の燃焼及び自動車の排気ガスなどによるもの (ばいじん) とがあります。

6. 国の大気環境基準

- ・人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準と定義されています。
- ①二酸化窒素：1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までの範囲内、またはそれ以下であること。
- ②二酸化硫黄：1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。
- ③浮遊粒子状物質：1 時間値の 1 日平均値が 0.1 mg/m³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.2 mg/m³ 以下であること。

7. ppm (ピーピーエム)

- ・微量に含まれる物質の量の割合を表す濃度の単位で、百万分の 1 を示します。

8. ppb (ピーピービー)

- ・微量に含まれる物質の量の割合を表す濃度の単位で、十億分の 1 を示します。

9. $\text{mg}/\text{m}^3 \text{ N}$ (ミリグラム、パー、ノルマルリュウベ)

- ・大気関係で多く用いられる濃度の単位で、 1 N m^3 (ノルマルリュウベ：排ガス 1 m^3 を 0° C 、
1気圧に換算) 中に含まれるその物質の重量を表します。
- ・ $1 \text{ mg}/\text{m}^3 \text{ N}$ は、 1 N m^3 の大気 (排ガス) 中に 1 mg の物質が存在する濃度を言います。

10. 単位の接頭語 基本単位 (g , m など) について構成します。

記号：名 称	μ : マイクロ	n : ナノ	p : ピコ
倍 数	$\times 1/100$ 万 ($\times 10^{-6}$)	$\times 1/10$ 億 ($\times 10^{-9}$)	$\times 1/1$ 兆 ($\times 10^{-12}$)

11. 酸性雨 (雨水 pH)

- ・大気汚染物質に基づく雨水の質的変化は、主に酸性度によって評価され、指標として pH が用いられています。pH は 7 が中性で、7 よりも小さな値になるほど強酸性、7 よりも大きな値になるほど強アルカリ性であることを示しています。
- ・雨水が大気中の炭酸ガス等と平衡を保つ酸性度は pH 5.6 程度であるため、pH 5.6 以下の雨水を広い意味における酸性雨と定義しています。

12. 降下ばいじん

- ・大気中の汚染物質のうち自己の重量によりまたは雨によって沈降するばい煙、粉じんその他の不純物で、1ヶ月ごとのトン単位 ($\text{t}/\text{k m}^2/\text{月}$) で示されます。

13. 塩化物

- ・大気中に浮遊している粉じんのうち、特に塩化水素や塩素由来の化合物を言います。

14. ダイオキシン類

- ・他の多くの化学物質とは異なり、製造を目的として生成されたものではなく、炭素、酸素、水素、塩素が熱せられるような行程で意図せずにできてしまうもので、廃棄物の焼却過程や金属精錬の燃焼行程、紙などの漂白行程などで発生します。

15. TEQ (毒性等値換算濃度)

- ・ダイオキシン類は多くの同族体及び異性体を持ち、それぞれ毒性が異なることから、最も毒性が強い「2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシン」を基準に定められた係数を基に換算した値で毒性の評価を行います。その換算した値が TEQ です。

16. 生物化学的酸素要求量 (BOD)

- ・水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しいと判断されます。

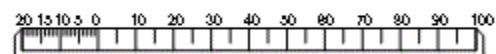
17. 化学的酸素要求量 (COD)

- ・水中の有機汚濁物質等を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁は著しいと判断されます。

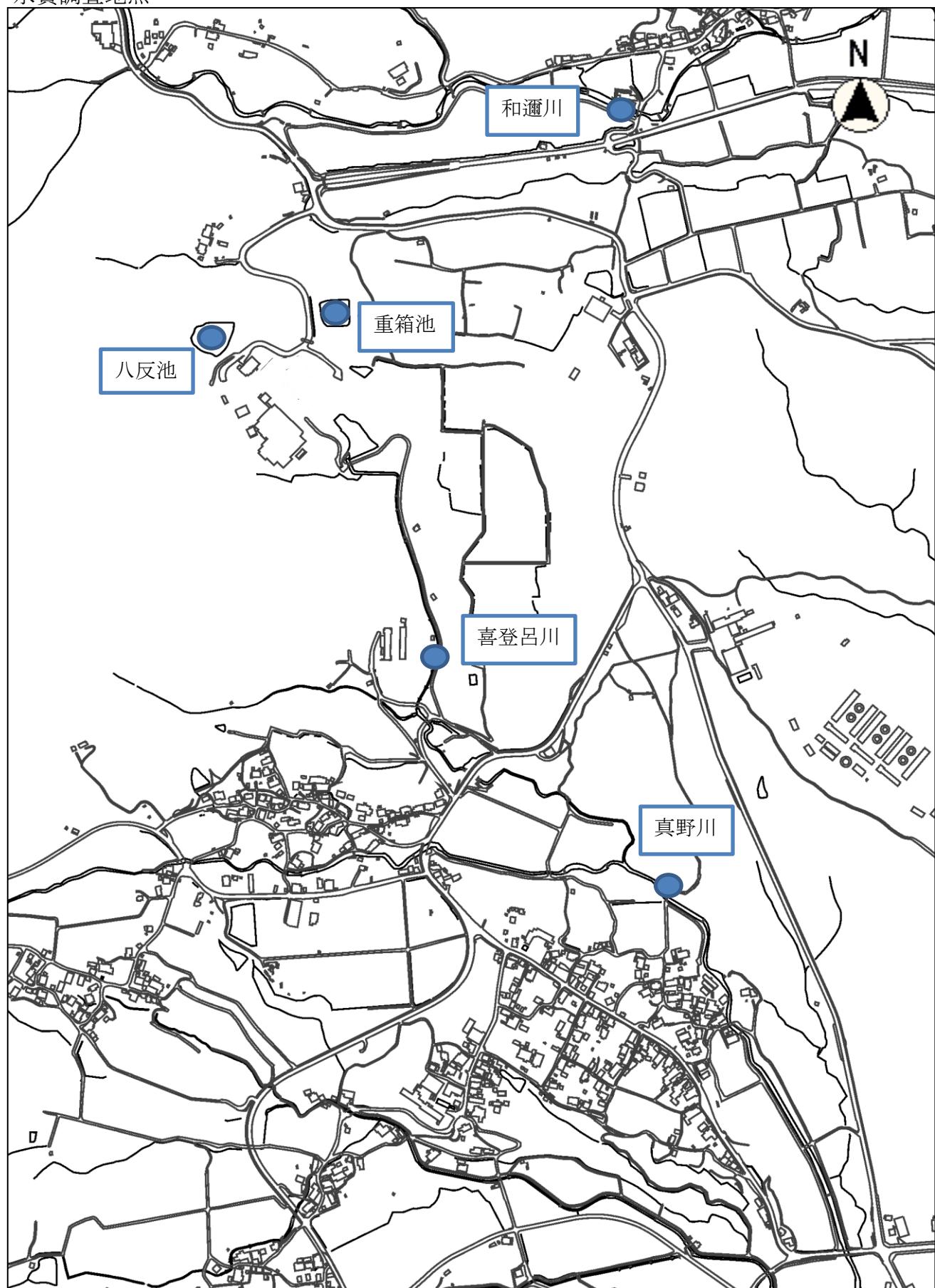
悪臭調査地点



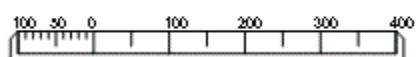
縮尺 1 : 2000



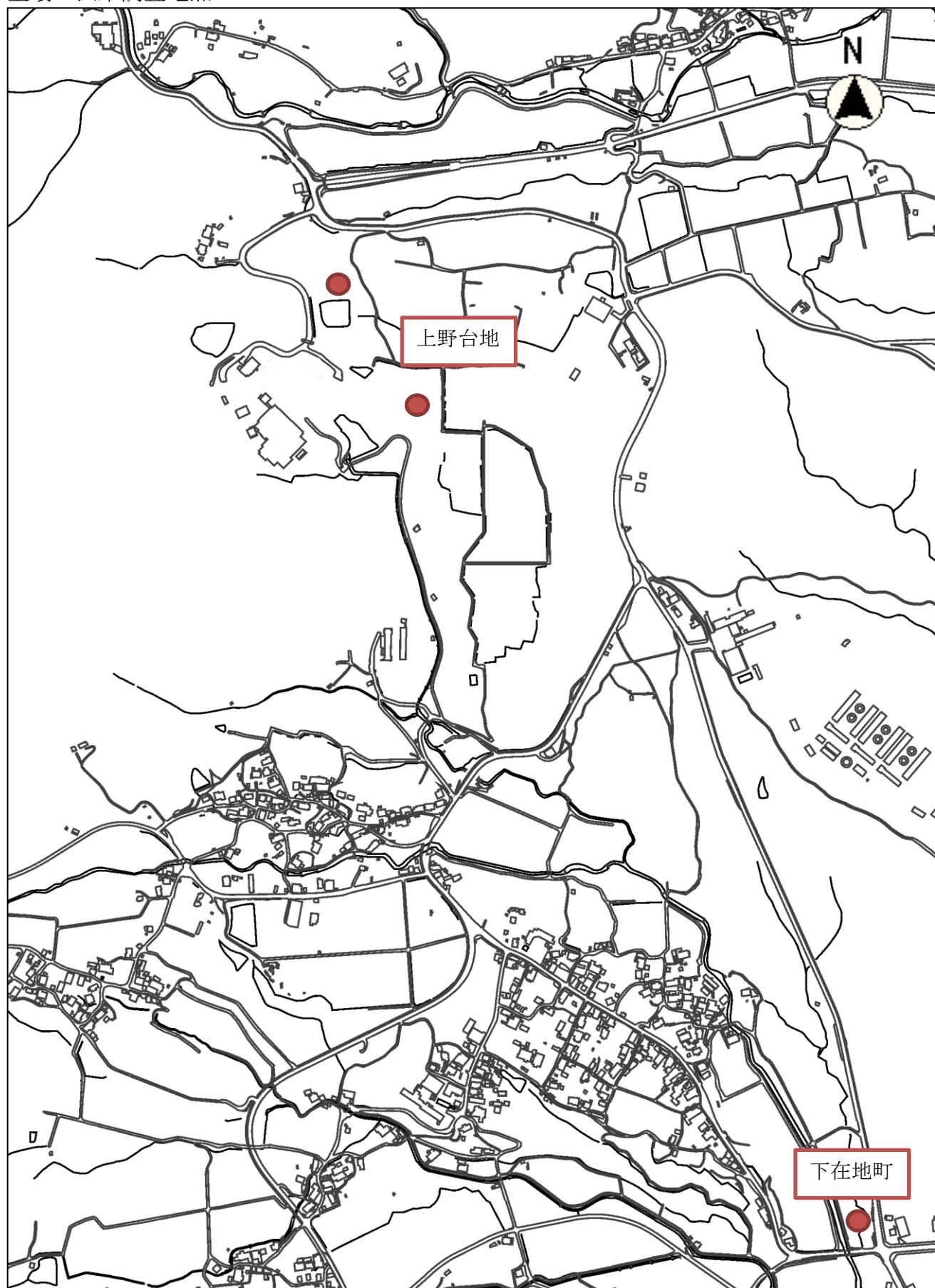
水質調査地点



縮尺 1 : 10000



土壤・玄米調査地点



縮尺 1 : 10000

100 50 0 100 200 300 400